同　意　書

　宇和島市中小企業振興資金融資制度補助金交付要綱第２条第３項第４号の要件に該当しないことを誓約し、市が市税等の収納状況を閲覧することに同意します。

　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |

　※印は不要です。

（注意事項）

・収納状況の閲覧により滞納が確認された場合は、当該補助金交付要件を満たしません。

・市税等とは、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料とします。

○宇和島市中小企業振興資金融資制度補助金交付要綱

令和5年12月28日

第2条

3　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付しない。

(1)　融資金を借入当初の融資条件の期日内に返済しなかった場合。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア　令和2年3月2日から令和3年3月31日までの間において、借入当初の融資条件を変更したとき若しくは当該期間中に借入当初の融資条件の期日が到来し、かつ、その期日を経過して返済したとき。

イ　利用者の死亡によりその相続人が借入当初の融資条件の最終弁済期日後90日以内に完済したとき。

(2)　融資金を融資斡旋申込書に記載した目的以外に使用したとき。

(3)　融資金の完済時に宇和島市内で営業していない場合かつ住居を有しないとき。

(4)　補助金交付申請時に市税等を滞納しているとき。

(5)　その他市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市税 | 国民健康保険料 | 後期高齢者医療保険料 | 介護保険料 | 税務課確認欄 |
| □滞納なし | □滞納なし | □滞納なし | □滞納なし | 　 |
| □賦課なし | □賦課なし | □賦課なし | □賦課なし |